社会医療法人
同仁会
Dojinkai
Social Medical Corporation

私たちの理念「一視同仁」

同仁会報みみはら

2022年11月１日発行
第121号

民医連

発行　社会医療法人同仁会　同仁会報編集委員会　〒590-0821　堺市堺区大仙西町６丁184-２
TEL 072(244)7260　FAX 072(247)0165　URL https://www.mimihara.or.jp（同仁会HP）

後期高齢者医療の一定所得者への２割負担の導入について　その１

後期高齢者医療は、75歳以上の方と一定の障害があると認定された65歳以上の方が加入し、入院や外来といった医療などを受ける制度です。後期高齢者医療を持っている方で、切り替えの7月に送付された後期高齢者医療被保険者証の有効期間が2022(令和4)年9月30日までで、9月に10月1日からの被保険者証がまた送付されて、驚かれている方も多かったと思います。10月1日から負担割合2割を導入するための布石だったのです。

資料1は、負担割合2割の対象となるかどうかの判定フローチャートです。全国の後期高齢者医療の被保険者全体のうち、負担割合2割となる方は約20％と言われています。単身で200万円以上、複数世帯は合計320万円以上の年収（障害年金・遺族年金は含まず）のある方が、負担割合2割の対象です。現役並み所得者の方は10月1日以降も引き続き3割負担のままです。

負担割合が1割から2割になった方には、負担を抑える配慮措置が**資料2**のようにとられています。外来医療費自己負担が1カ月当たり3000円を超えた分は、高額療養費返金先として登録されている口座に払い戻しされるようになっています。口座を登録されていない方は、保険証とは別で送付されている申請書で口座登録をしてください。なお入院医療費自己負担には、この配慮措置はありません。また負担割合に関わらず、**資料3**のように新型コロナウイルス感染での収入減少による保険料の減免措置もあります。

『同仁会報』12月号のその2で、可能な対策を一部紹介します。

（看護小規模多機能型居宅介護ひまわりの里・ケアマネジャー　倉町　健）

＜資料１＞

窓口負担割合２割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

●世帯の窓口負担割合が２割の対象となるかどうかは、75歳以上の方等※1の課税所得※2や年金収入※3等（令和３年中のもの）をもとに、世帯単位で判定します。
●75歳以上の方等で一定以上の所得（課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額※4」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上）がある方は、医療費の窓口負担割合が２割になります。

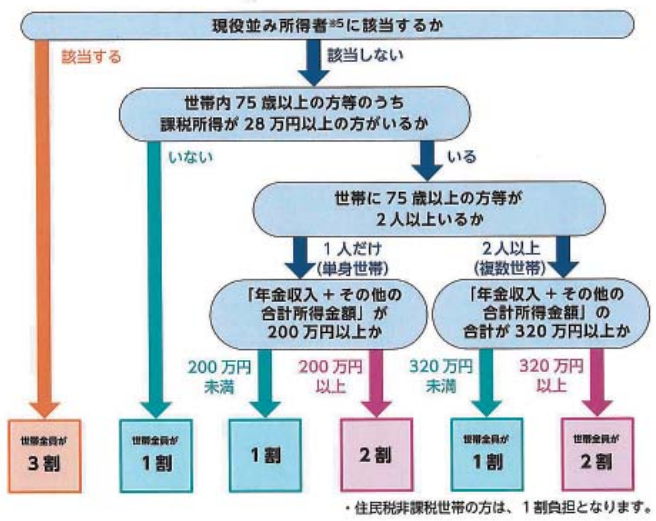

※1　65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。
※2　「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額です。
※3　「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
※4　「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。
※5　課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が３割の方。
（一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が１割または２割になるケースがあります）

＜資料２＞

窓口負担割合が２割となる方には負担を抑える配慮措置があります

◆令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、２割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外です）。
※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。そうでない場合では、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を後日高額療養費として払い戻し。
◆配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日自動的に払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】
例：1か月の外来医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合１割のとき　①	5,000円
窓口負担割合２割のとき　②	10,000円
負担増　③（②−①）	5,000円
窓口負担増の上限　④	3,000円
払い戻し等（③−④）	2,000円

配慮措置
1か月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは
◆都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。
今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター 0120-002-719 にお問い合わせください。
※コールセンター対応時間：月曜日～土曜日の９時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）

２割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には各都道府県の広域連合や市区町村から申請書を郵送します
申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

＜資料３＞

高齢者医療制度に関するお知らせ　令和4年度版

新型コロナウイルス感染症感染拡大による保険料の減免措置が延長されました

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、次の要件を満たす方は、保険料が減免できます。

【保険料の減免の対象となる方】
① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方　→　保険料を全額免除
② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方　→　保険料の一部を減額

【保険料が一部減額される具体的な要件】
世帯の主たる生計維持者について
(1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た令和４年の収入のいずれかが、令和３年に比べて10分の３以上減少する見込みであること
(2)令和３年の所得の合計額が1000万円以下であること
(3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和３年の所得の合計額が400万円以下であること

保険料の減免額は、減免対象の保険料額（A×B／C）に、令和３年の所得の合計額に応じた減免割合（D）をかけた金額です。

所得とは？
収入の額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引いた額のことをいいます。

●生活保護受給中の方は、生活保護から原則医療は提供されます。
●負担割合の見直しに関するお問い合わせは、資料２の下欄の通りです。
●資料１・２・３は、大阪府後期高齢者医療広域連合ホームページ内リーフレット抜粋です。